

日本国厚生労働省とロシア連邦保健省との間の医療・保健分野における協力覚書

日本国厚生労働省及びロシア連邦保健省（以下「双方」という。）は、

双方によって医療・保健分野に蓄積された多大な経験に留意し、

日露フォーラム及びセミナー並びに行政官及び専門家の研修の共同実施という形で実現されている医療・保健分野の既存の協力を認め、

国民が革新的で安全かつ効果的な医療を享受できるようにするという共通の課題に向かい、

保健政策における協力が両国関係の基盤であることを考慮するとともに、双方の関係が両国民の健康状態の改善に資することを認識し、

日露ハイレベル作業部会及び貿易経済に関する日露政府間委員会の枠内における協力の発展を特に重視し、将来の医療・保健分野におけるより良い相互理解及び相互関係の強化並びに双方の関連機関及び団体間の医療・保健分野における協力の拡大を促進するという意志に従い、

以下について共通認識に至った。

1. 本覚書の目的は、互惠及び平等の原則を基礎として医療・保健分野における双方の協力の発展及び強化を促進することである。
2. 双方の協力は、平等及び互恵の原則に基づき、双方の国内法の規則及び双方の政府の国際的な義務に従って実施される。
3. 双方は、特に以下の分野での協力を発展させる意志を有する
 - a) 非感染性疾患及び非感染性疾患が発生するリスク要因の早期発見を含む健康の強化及び疾病予防の強化
 - b) 初期医療、リハビリテーション及び緩和医療
 - c) 母子の健康維持
 - d) 「e-ヘルス」、遠隔医療及び保健分野に適用されるその他の情報通信技術
 - e) 医療従事者の技能向上
 - f) 保健分野における医療イノベーション技術と治療の導入
 - g) 双方によって決定される保健分野におけるその他の協力分野

4. 本覚書の枠内での協力は、双方によって以下の形態で実施される。
 - －a) 情報の交換、知見及び経験の共有
 - －b) 協議の実施
 - －c) 代表団による相互訪問
 - －d) 研修の実施（医師、看護師、技師等）
 - －e) セミナー及び会議の実施
 - －f) 共同研究の形成
5. 双方の決定に基づき、双方は本覚書の目的及び課題に合致する協力の他の形態及び分野を発展することができる。
6. 双方は、協議及び交渉を通じた相互の決定によって、本覚書を実施する過程で発生するあらゆる見解の相違を解決する意志を有する。
7. 本覚書は国際条約ではなく、国際法に基づく権利及び義務を双方に発生させるものではない。
8. 本覚書の枠内での協力は、署名の日から5年間継続する。双方のうち一方が他方に対して、次の期限が終了する6か月以内に覚書の協力終了の意向を書面にて通知しない限り、本覚書の枠内での協力は自動的に5年間延長される。

2016年12月 日、東京にて、日本語及びロシア語でそれぞれ2部ずつ署名された。

日本国厚生労働大臣

ロシア連邦保健大臣